

支援制度のご案内



■企業誘致条例奨励金

種類	内容	交付の条件
奨励金A	固定資産税相当額を3年間交付	①敷地面積 新設 1,000m ² 以上 移設・増設 500m ² 以上 ②延床面積 500m ² 以上 移設・増設 250m ² 以上 ③従業員数 皆野町民の新規雇用1人以上 ④公害発生のおそれのないこと ※適用除外産業あり
奨励金B	水道加入金相当額の1/2(上限300万円)を交付	

■中小企業融資制度資金借入利子補給金

対象資金	補助額	交付対象者
日本政策金融公庫 国民生活事業	日本政策金融公庫へ支払う約定利子の範囲内、かつ最高限度は年利1分以内として利子補給を行う。	町内に事業所を有する中小企業者

■中小企業振興資金利子補給金

内容	補助額	交付対象者
町と提携した金融機関において皆野町中小企業振興資金を借入した場合、利子額の一部を補助	融資実行時の長期プライムレートから1%を差し引いた利率。 ただし、2%未満のときはその1/2の利率。	町内に事業所を有する中小企業者

■中小企業経営革新計画承認企業奨励金

対象資金	内容	交付対象者
経営革新計画承認奨励補助金	認定支援機関の支援を受け、経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対し5万円を交付	町内に事業所を有する中小企業者

■中小企業奨学金返還支援補助金

対象制度	補助対象経費	交付対象者
皆野町中小企業奨学金返還支援補助金制度	町内事業所に勤務する奨学金返還中の正社員を対象にした奨学金返還支援制度を設ける中小企業等に、年間上限9万円/人(補助率1/2または1/3)。 ※埼玉県の補助金との併用で年間上限18万円/人の補助となります。	町内に事業所を有する中小企業者で、埼玉県中小企業等人材確保奨学金返還支援事業補助金の交付決定を受けた者

■空き店舗等活用補助金

内容	補助額	交付対象者
町内において空き店舗等を活用し、創業、移転または事業拡大をする事業者に対し、対象経費(店舗購入費、改装費、広告宣伝費、賃借料)の一部を補助する	対象経費の2/3以内または50万円のいずれか低い額。(移住者の場合100万円)	町内で新規に事業を開始する創業者または町内に事業所を有する中小企業者

■リノベーション創業支援事業補助金

内容	補助額	交付対象者
創業者が行うリノベーション工事(新築、増改築、改修)で、秩父地域に事業所があり建設工事等入札参加資格または、小規模事業者登録の登録されている施工業者による工事の一部を補助する	対象経費の1/3以内または30万円のいずれか低い額	町内で新規に事業を開始する創業者で特定創業支援事業の証明を受けた者

■埼玉県の支援制度

制度名	上限額	制度の内容
埼玉県産業立地促進補助金 (補助)	1億円	県内に工場等(製造業、研究所、流通加工施設等本社)を立地した企業が納付した不動産取得税相当額を補助 埼玉県企業立地課 ☎048-830-3800
埼玉県産業立地資金 (融資)	20億円 (対象経費の70%以内)	県内に工場等を新設する企業等に対し、金融機関が県の定める利率で融資 埼玉県金融課 ☎048-830-3801

■問い合わせ先

皆野町 産業観光課 商工観光担当

TEL 0494-62-1462 FAX 0494-62-2791
E-mail:kanko@town.minano.saitama.jp
ホームページ <https://www.town.minano.saitama.jp>



皆野町イメージキャラクター「み～な」